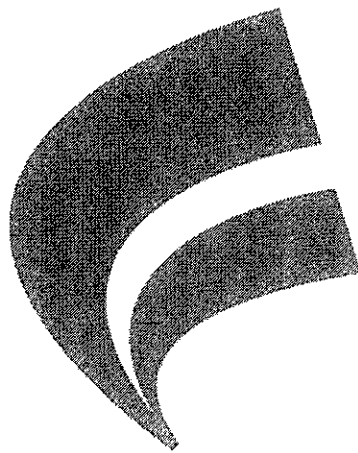


令和5年度 教育委員会

(第11回定例会)

開催日 令和6年2月5日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度2月定例教育委員会会議日程

日 時 令和6年2月5日(月)14:00～

場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名

(2月議事録：内田委員、飯田教育長職務代理)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

- 報告第9号 令和6年笛吹市議会第1回定例会提出議案等について
- 議案第25号 笛吹市学校教育ビジョン改定について
- 議案第26号 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 笛吹市地域学校協働活動推進員設置要綱について
- 議案第29号 史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会設置要綱について
- 議案第30号 第三次 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定について

7 その他

8 閉会

【次回定例教育委員会】

令和6年3月7日(木)14:00～

笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

報告第9号（2月）

令和6年笛吹市議会第1回定例会提出議案等について

令和6年笛吹市議会第1回定例会日程（案）

（会期31日間）

月 日	曜日	時間	会 議 名	事 項	その他
2月 2日	金			質疑・質問通告書発送	
2月 3日	土				
2月 4日	日				
2月 5日	月				
2月 6日	火			質疑・質問受付開始	
2月 7日	水				
2月 8日	木				
2月 9日	金				
2月 10日	土				
2月 11日	日				建国記念の日
2月 12日	月				振替休日
2月 13日	火	9:30 10:30	議会運営委員会 議会全員協議会	会期日程等協議	告示・議案書配布
2月 14日	水		会派別意見交換会		
2月 15日	木				
2月 16日	金			・質疑・質問通告期限(正午まで) ・通告確認及び許可(15:00)	
2月 17日	土				
2月 18日	日				
2月 19日	月				
2月 20日	火	13:30	本 会 議	市長施政方針・提出議案説明	
2月 21日	水		休 会		
2月 22日	木		休 会		
2月 23日	金		休 会		天皇誕生日
2月 24日	土		休 会		
2月 25日	日		休 会		
2月 26日	月		休 会		
2月 27日	火		休 会		
2月 28日	水	10:00	本 会 議	質疑及び代表質問	
2月 29日	木	10:00	本 会 議	質疑及び一般質問・付託	
3月 1日	金		休 会		県立高校卒業式（予定）
3月 2日	土		休 会		
3月 3日	日		休 会		
3月 4日	月	10:00	本 会 議	質疑及び一般質問（予備日）	
3月 5日	火	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査）	
3月 6日	水	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査）	
3月 7日	木		休 会	（常任委員会予備日）	
3月 8日	金		休 会	委員長報告調製	
3月 9日	土		休 会		
3月 10日	日		休 会		
3月 11日	月	10:00 11:00 13:30	議会運営委員会 議会全員協議会 本 会 議	各委員会の審査報告・討論・採決	
3月 12日	火	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3月 13日	水	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3月 14日	木	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3月 15日	金		休 会	（常任委員会予備日）	
3月 16日	土		休 会		
3月 17日	日		休 会		
3月 18日	月		休 会		
3月 19日	火		休 会	委員長報告調製	
3月 20日	水		休 会		春分の日
3月 21日	木	10:00 11:00 13:30	議会運営委員会 議会全員協議会 本 会 議	各委員会の審査報告・討論・採決	

令和6年笛吹市議会第1回定例会 議案一覧表(令和6年2月20日提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
1	報告第1号	学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について	教育総務課
2	議案第1号	笛吹市障がい者基本条例の制定について	障害福祉課
3	議案第2号	笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	業務課
4	議案第3号	笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務課
5	議案第4号	笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務課
6	議案第5号	笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	総務課(水道課、下水道課、業務課)
7	議案第6号	笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	生活援護課
8	議案第7号	笛吹市介護保険条例の一部改正について	介護保険課
9	議案第8号	笛吹市学童保育室条例の一部改正について	子育て支援課
10	議案第9号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課
11	議案第10号	笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課
12	議案第11号	笛吹みんなの広場条例の一部改正について	まちづくり整備課
13	議案第12号	笛吹市営住宅条例等の一部改正について	建設総務課
14	議案第13号	笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について	業務課
15	議案第14号	笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について	水道課
16	議案第15号	笛吹市社会体育施設条例の一部改正について	生涯学習課
17	議案第16号	笛吹市社会教育施設条例の一部改正について	生涯学習課
18	議案第17号	笛吹市消防手数料条例の一部改正について	管理課
19	議案第18号	笛吹市ふれあいの家条例の廃止について	福祉総務課
20	議案第19号	令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について	財政課
21	議案第20号	令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	財政課

令和6年笛吹市議会第1回定例会 議案一覧表(令和6年2月20日提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
22	議案第21号	令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について	財政課
23	議案第22号	令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	財政課
24	議案第23号	令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第3号)について	財政課
25	議案第24号	令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について	業務課
26	議案第25号	令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	業務課
27	議案第26号	令和6年度笛吹市一般会計予算について	財政課
28	議案第27号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について	財政課
29	議案第28号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算について	財政課
30	議案第29号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について	財政課
31	議案第30号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について	財政課
32	議案第31号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について	財政課
33	議案第32号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
34	議案第33号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
35	議案第34号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
36	議案第35号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
37	議案第36号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
38	議案第37号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
39	議案第38号	令和6年度笛吹市各所山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
40	議案第39号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
41	議案第40号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について	財政課
42	議案第41号	令和6年度笛吹市水道事業会計予算について	業務課

令和6年笛吹市議会第1回定例会 議案一覧表(令和6年2月20日提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
43	議案第42号	令和6年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について	業務課
44	議案第43号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算について	業務課
45	議案第44号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算について	業務課
46	議案第45号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について	業務課
47	議案第46号	市道の廃止について	土木課
48	議案第47号	山梨県市町村総合事務組合格約の一部改正について	総務課

令和6年笛吹市議会第1回定例会 議案一覧表(令和6年2月20日追加提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
1	議案第48号	笛吹市手数料条例の一部改正について	戸籍住民課
2	議案第49号	令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)について	財政課

議案第25号（2月）

笛吹市学校教育ビジョン改定について

※別添資料

学校教育課

議案第26号（2月）

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正
する条例について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 27 年 笛吹市条例第 24 号) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例
趣旨 目的	笛吹市若彦路ふれあいセンター本館の所管替え及び笛吹市あぐり情報ステーションの利用区分の変更に伴い、所要の改正を行う。
概要	令和 6 年 4 月 1 日から笛吹市若彦路ふれあいセンターの本館について防災危機管理課へ所管替えを行うことに伴い、本館にある施設を社会教育施設から削る。 また、笛吹市あぐり情報ステーションのパソコンルーム、農業体験室は、その目的での利用がないため、会議室とする。
経過	1 若彦路ふれあいセンター 本館は、建築から 61 年が経過し耐震基準を満たしていないため、平成 29 年度から市民への施設の貸出を行っておらず、1 階展示ホールについては、令和 2 年度から防災危機管理課に備蓄品などの保管場所として貸し出している。 今般、防災危機管理課から施設の移管を受けたい旨の意向が示され、令和 5 年 7 月 18 日の懸案協議の結果、移管が了承された。 2 笛吹市あぐり情報ステーション 農業関連施設から用途変更を行い、令和 4 年度から社会教育施設となった。 パソコンルーム及び農業体験室については、近年、パソコンを使用した簿記や果樹模型を使用した農業講習などの場としての利用はなく、両部屋の有効利用を図るため、令和 5 年 8 月に机、椅子の入替えを行い、通常の会議室として利用している。
関係 法令	笛吹市社会教育施設条例施行規則 (平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 17 年笛吹市条例第 28 号)
予算 措置	令和 5 年度当初予算計上 八代総合会館等指定管理料 20,848,000 円 春日居あぐり情報ステーション使用料 190,000 円 あぐり情報ステーション管理運営事業 7,601,000 円
その他	なし

議案第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8の表を次のように改める。

8 笛吹市若彦路ふれあいセンター

利用区分	使用料 (1時間当たり)
研修室(大)	200円
研修室(中)	
研修室(小)	
陶芸室	400円

別表第1の10の表中「パソコンルーム」を「会議室1」に、「農業体験室」を「会議室2」に、「会議室」を「会議室3」に改める。

別表第2の2の表パソコン(パソコンルーム)1台の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹市若彦路ふれあいセンター本館の所管替え及び笛吹市あぐり情報ステーションの利用区分の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案		現行	
別表第1(第9条、第10条関係)		別表第1(第9条、第10条関係)	
1～7 (略)		1～7 (略)	
8 笛吹市若彦路ふれあいセンター		8 笛吹市若彦路ふれあいセンター	
利用区分	使用料 (1時間当たり)	利用区分	使用料 (1時間当たり)
研修室(大)	200円	ホール	200円
研修室(中)		小会議室	
研修室(小)		研修室(大)	
陶芸室	400円	研修室(中)	
		研修室(小)	
		和室A	
		和室B	
		陶芸室	400円
		展示ホール	900円
9 (略)		9 (略)	
10 笛吹市あぐり情報ステーション		10 笛吹市あぐり情報ステーション	
利用区分	使用料 (1時間当たり)	利用区分	使用料 (1時間当たり)
ハイビジョンホール(IT研)	900円	ハイビジョンホール(IT研)	900円

修室) 全室利用		修室) 全室利用	
ハイビジョンホール(IT研)	400円	ハイビジョンホール(IT研)	400円
修室) 分割利用		修室) 分割利用	
会議室1	300円	パソコンルーム	300円
会議室2		農業体験室	
会議室3		会議室	
11~13 (略)		11~13 (略)	
別表第2(第9条、第10条関係)		別表第2(第9条、第10条関係)	
1 (略)		1 (略)	
2 設備器具使用料		2 設備器具使用料	
区分	使用料 (1回当たり)	区分	使用料 (1回当たり)
ハイビジョンシアター・映像 音響装置一式	3,000円	ハイビジョンシアター・映像 音響装置一式	3,000円
		パソコン(パソコンルーム)1 台	100円
※ 笛吹市あぐり情報ステーションに限る。		※ 笛吹市あぐり情報ステーションに限る。	

議案第27号（2月）

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正
する条例について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年 笛吹市条例第 191 号) 笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市芦川テニスコートを廃止することに伴い、同施設を社会体育施設から除外するため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>社会体育施設の名称及び位置を規定する第 2 条の表並びに使用料(利用料金)を規定する別表から、笛吹市芦川テニスコートを削る。</p>
<p>経過</p>	<p>芦川テニスコートは、建設後 30 年が経過して施設が老朽化し、利用者がいないことから、令和 3 年 3 月に策定した個別施設計画(社会体育施設編)において、令和 5 年度末で廃止し、令和 6 年度以降に用途を変更することとしている。</p> <p>これを踏まえ、令和 5 年 6 月 26 日の懸案協議において、社会体育施設としての芦川テニスコートを令和 5 年度末で廃止し、令和 6 年度以降は民間利用も視野に入れて用途を検討する方針が定まった。また、同年 7 月 20 日、芦川地区区長会で当該方針について説明を行ったところ、地元でも同施設を活用する要望はなく、廃止の承認が得られた。</p> <p>後日、笛吹市グループウェアのインフォメーションで、芦川テニスコートの活用希望について全庁的に呼びかけたが、いずれの部署からも申出はなく、令和 6 年度から転用までの間は、生涯学習課が直営で同施設の管理を行うこととなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>なし</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 6 年度当初予算計上 委託料 305 千円(除草業務委託)</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

議案第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部改正について
笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例
笛吹市社会体育施設条例(平成16年笛吹市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第2条の表笛吹市芦川テニスコートの項を削る。

「
別表の2の表中

笛吹市芦川テニスコート

 を
」

削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

笛吹市芦川テニスコートを廃止することに伴い、同施設を社会体育施設から除外するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会体育施設条例(平成16年笛吹市条例第191号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場	(略)	笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場	(略)
笛吹市多目的広場	笛吹市石和町砂原862番地の1	笛吹市芦川テニスコート	笛吹市芦川町新井原834番地
別表(第9条、第10条関係)		別表(第9条、第10条関係)	
1 (略)		1 (略)	
2 テニスコート		2 テニスコート	
施設名	使用料 (1面1時間あたり)	施設名	使用料 (1面1時間あたり)
笛吹市御坂テニスコート	団体 100円 個人	笛吹市御坂テニスコート	団体 100円 個人
笛吹市御坂テニス&キッズ広場 テニスコート	一般 100円	笛吹市御坂テニス&キッズ広場 テニスコート	一般 100円
笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート	高校生 70円	笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート	高校生 70円
笛吹市境川スポーツセンター テニスコート	小・中学生 50円	笛吹市境川スポーツセンター テニスコート	小・中学生 50円
笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート	学齢前幼児 30円	笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート	学齢前幼児 30円
笛吹市芦川テニスコート		笛吹市芦川テニスコート	

<p>笛吹市石和中央テニスコート</p>	<p>団体 200円 個人 一般 200円 高校生 140円 小・中学生 100円 学齢前幼児 60円</p>	<p>笛吹市石和中央テニスコート</p>	<p>団体 200円 個人 一般 200円 高校生 140円 小・中学生 100円 学齢前幼児 60円</p>
<p>3～13 (略)</p>	<p>3～13 (略)</p>	<p>3～13 (略)</p>	<p>3～13 (略)</p>

議案第28号（2月）

笛吹市地域学校協働活動推進員設置要 綱について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	笛吹市地域学校協働活動推進員設置要綱
趣旨 目的	社会教育法第5条第2項に定める地域学校協働活動について、地域住民等と学校との連絡調整役を担う社会教育法第9条の7第1項に基づく地域学校協働活動推進員を設置するために必要な事項を定めるため、笛吹市地域学校協働活動推進員設置要綱を制定する。
概要	地域学校協働活動とは、地域の高齢者、保護者、各団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことで、この活動の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的に、地域学校協働活動推進員について必要な事項を定め、委員を選定委嘱し地域学校協働活動の推進を図る。
経過	<p>地域における教育力の低下、家庭の孤立化等の課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、文部科学省では、社会全体で対応することが求められており、地域と学校が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みづくりが必要としている。</p> <p>そのため、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備を行うこととしている。</p> <p>現在、生涯学習課で実施している放課後子ども教室事業や学校等支援事業についても地域学校協働活動に該当し、本事業のコーディネーターが学校と地域住民等の連絡調整を行い、地域学校協働活動推進員と同様の活動を行っている現状がある。</p> <p>については、地域学校協働活動の基盤整備を円滑かつ効果的に実施するため、笛吹市地域学校協働活動推進員設置要綱を定める。</p>
関係 法令	社会教育法（昭和24年法律第207号） 山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業費補助金交付要綱（令和5年7月7日施行）
予算 措置	なし
その他	なし

○笛吹市地域学校協働活動推進員設置要綱（案）

令和6年3月 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第9条の7第1項の規定により笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 推進員は、法第5条第2項に定める地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力し、地域住民等と学校との情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（定数）

第3条 推進員の定数は、各学校に1人とする。ただし、地域の実情を考慮の上、教育委員会が必要と認める場合は、同一の推進員が複数の学校を担当すること又は複数人で一つの学校を担当することができる。

（委嘱）

第4条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者

（任期）

第5条 推進員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

（職務）

第6条 推進員の職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 地域住民等と学校の調整等を行い、学校の求めに応じた学習支援及び行事支援、環境整備、見守り活動等の支援活動に必要な地域人材を確保し配置すること。
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援並びに地域住民等の参加の促進に関すること。
- (3) 笛吹市学校運営協議会及びその他必要な協議体との連携調整に関するこ

と。

(4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要なこと。

(推進員連絡会)

第7条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員連絡会を開催することができる。

(1) 推進員の行う活動や抱える課題等についての情報交換に関すること。

(2) 地域の教育活動等についての研究、協議、提言等に関すること。

(3) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な事項に関するこ

と。

(謝金等)

第8条 推進員の謝金については、予算の範囲内で支給し、単価上限については、令和5年7月7日施行「山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業費補助金交付要綱」第4条別表に定める上限額の範囲内とする。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員及び推進員連絡会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号（2月）

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員
会設置要綱について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

題名	(令和6年 笛吹市教育委員会告示第 号) 史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会設置要綱
趣旨 目的	史跡甲斐国分寺跡整備基本計画の策定に向けて、整備基本計画検討委員会を設置するため、要綱を制定する。
概要	<p>文化庁は、史跡の活用目的の整備を実施するには、保存活用計画を策定し、その計画に基づき、整備に関する基本計画を策定することが必要としている。</p> <p>なお、整備基本計画策定には専門家や地域住民の意見を反映するため、検討委員会を組織することが必要となる。</p> <p>1 検討事項 国指定史跡甲斐国分寺跡の整備基本計画策定に関すること。</p> <p>2 委員</p> <p>(1) 構成 14人以内(うち委員長及び副委員長各1人)</p> <p>(2) 任期 委嘱の日から令和8年3月31日まで</p> <p>(3) 謝金 10,000円/1回</p> <p>(4) 旅費 笛吹市職員等の旅費に関する条例の職員の例による。</p>
経過	<p>令和4年度から令和5年度まで史跡甲斐国分寺・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会を設置し、保存活用計画を策定した。</p> <p>今後は、令和6年度から令和7年度までの2年間で保存活用計画に基づき、史跡甲斐国分寺跡整備基本計画を策定する。</p>
関係 法令	<p>文化財保護法(昭和25年法律第214号)</p> <p>笛吹市文化財保存整備委員会設置要綱(平成18年笛吹市教育委員会訓令第11号)</p> <p>史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会設置要綱(令和4年笛吹市教育委員会告示第17号)</p>
予算 措置	令和6年度当初予算計上予定 698千円
その他	要綱制定後、検討委員会を組織して整備基本計画の検討を行う。

笛吹市教育委員会告示第 号

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、史跡甲斐国分寺跡整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)を策定するため、史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、整備基本計画の策定について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 地元関係団体等の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(参与)

第8条 委員会に参与を置く。

2 参与は、笛吹市文化財保存整備委員会設置要綱(平成18年笛吹市教育委員会訓令第11号)第5条第1項の笛吹市文化財保存整備委員会会長をもって充てる。

(謝金)

第9条 委員が会議に出席したときは、1回につき10,000円の謝金を支給することができる。

(旅費)

第10条 委員又は教育委員会が認める者が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後、最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第30号（2月）

第三次 笛吹市子どもの読書活用推進計
画策定について

※別添資料

図書館